2026年11月11日

各 位

会 社 名： かどや製油株式会社
代表者名： 代表取締役社長 北 川 淳 一
（コード番号 2612 東証スタンダード）
問合せ先： 常務執行役員 経営企画部長
兼コーポレート本部長 佐 藤 幹 央
（ＴＥＬ． ０３－６７２１－６９５７）

会 社 名： 株式会社ITG-Gホールディングス
代表者名： 代表取締役 辺 見 芳 弘

株式会社ITG-Gホールディングスによる公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

株式会社 ITG-G ホールディングスは、かどや製油株式会社の普通株式に対する公開買付けに関する2026年９月15日付公開買付届出書（2026年９月25日付、同年10月８日付及び同月29日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）について、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の８第１項及び第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2026年11月11日付で関東財務局長に提出する必要性が生じました。これに伴い、2026年９月14日付「株式会社ITG-Gホールディングスによるかどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2026年10月29日付で公表いたしました「株式会社ITG-Gホールディングスによる公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」による変更を含みます。）の内容が別添のとおり変更されますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、株式会社ITG-Gホールディングス（公開買付者）が、かどや製油株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第１項第４号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026年11月11日付「(変更) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」

2026年11月11日

各　位

会 社 名：　株式会社 ITG-G ホールディングス
代表者名：　代表取締役　　辺 見 芳 弘

（変更）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

株式会社 ITG-G ホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社東京証券取引所のスタンダード市場に上場しているかどや製油株式会社（証券コード：2612、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を非公開化することを目的とした一連の取引の一環として、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2026 年９月 15 日より開始しております。

①対象者が 2026 年 11 月６日付で公表した「(変更)「株式会社 ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、対象者が、(i)2026 年 11 月２日付で、対象者への買収提案に係る検討プロセスに参加していた事業会社であるＢ社から、対象者株式に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力を有する最終意向表明書（再提案）を受領した旨、及び(ii)2026 年 11 月４日付けで、対象者への買収提案に係る検討プロセスに参加していた事業会社であるＡ社より、対象者株式の非公開化に係る取引について、今後、法的拘束力を有する提案を提出する予定はない旨の回答を受領し、これを受け、対象者及び対象者株式の非公開化に係る取引を検討するために設置された特別委員会は、Ａ社による提案についての検討を終了する旨を公表したこと、並びに、②公開買付者が、本公開買付けにおける対象者株式１株当たりの買付け等の価格を 2,514 円から 2,655 円に変更する旨を決定したことに伴い、記載事項及び添付書類である 2026 年９月 15 日付公開買付開始公告（2026 年 10 月８日付「公開買付開始公告の訂正の公告」及び同月 29 日付「公開買付条件等の変更の公告」により変更された事項を含みます。）の一部に訂正すべき事項（公開買付期間を 2026 年 11 月 13 日から、当該訂正届出書の提出日である 2026 年 11 月 11 日から起算して 10 営業日を経過した日に当たる 2026 年 11 月 26 日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じました。

これに伴い、公開買付者は、法第 27 条の８第１項及び第２項の規定に基づき、2026 年 11 月 11 日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日から起算して 10 営業日を経過した日に当たる 2026 年 11 月 26 日まで延長し、合計 47 営業日といたしました。

また、2026 年９月 14 日付「かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2026 年 10 月 29 日付で公表いたしました「株式会社 ITG-G

ホールディングスによる公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「かどや製油株式会社（証券コード：2612）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」による変更を含みます。）の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 本公開買付けの内容

（３）買付け等の期間

（訂正前）

2026年９月15日（火曜日）から2026年11月13日（金曜日）まで（39営業日）

（訂正後）

2026年９月15日（火曜日）から2026年11月26日（木曜日）まで（47営業日）

（４）買付け等の価格

（訂正前）

普通株式１株につき、金2,514円

（訂正後）

普通株式１株につき、金2,655円

（６）決済の開始日

（訂正前）

2026年11月20日（金曜日）

（訂正後）

2026年12月3日（木曜日）

2. 本公開買付けの目的の概要

（訂正前）

＜前略＞

（注１の２）2026年10月28日付対象者プレスリリースにおいては、その旨は開示されておりませんが、公開買付者は、当該Ｃ社が株式会社アドバンテッジパートナーズであると推察しております。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年９月14日付で、対象者との間で、対象者がその取締役会において、本公開買付けに賛同し、対象者の株主の皆様に対して本公開買

付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことを含む公開買付契約を締結しております。また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の第３位株主である小澤物産株式会社（所有株式数 3,189,558 株、所有割合（注２）：11.54%。以下「小澤物産」といいます。）、対象者の第４位株主である小澤商事株式会社（所有株式数 1,284,942 株、所有割合：4.65%。以下「小澤商事」といいます。）並びに小澤物産及び小澤商事の代表取締役であり対象者の株主でもある小澤一彦氏（所有株式数 89,004 株、所有割合：0.32%。以下「小澤氏」といい、小澤物産及び小澤商事と併せて「創業家株主」又は「不応募株主」といいます。）との間で、2026 年９月 14 日付で、創業家株主が所有する対象者株式の全て（以下「本不応募株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しない旨の契約（以下「本取引合意書（創業家株主）」といいます。）を締結しております。

＜中略＞

（注１）インテグラル株式会社が 2026 年２月 10 日付で公表した「グループ統括会社体制への移行に向けた会社分割、並びに定款の一部変更（商号及び事業目的の変更）に関するお知らせ」に記載のとおり、インテグラル株式会社は、2026 年 10 月１日を効力発生日として、インテグラル株式会社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したインテグラル分割準備株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、PE 投資ファンドの運用事業に関して有する権利義務を、同年２月 10 日付吸収分割契約に定める範囲においてインテグラル分割準備株式会社に承継させることを予定しており、本吸収分割により、インテグラル株式会社が所有している公開買付者の発行済株式の全てがインテグラル分割準備株式会社に承継されます。なお、インテグラル株式会社は、2026 年 10 月１日付で「インテグラル・グループ株式会社」へ商号変更することを予定しており、インテグラル分割準備株式会社は、同日付で「インテグラル株式会社」へ商号変更することを予定しております。

＜中略＞

また、小澤物産は、本取引合意書（創業家株主）において、本自己株式取得に応じて、その保有する対象者株式のうち 1,905,127 株を（以下「本自己株式取得対象株式」といいます。）を売却することを合意しており、本自己株式取得における自己株式取得の対価は、小澤物産が保有する対象者株式１株当たり 2,002 円（以下「本自己株式取得価格」といいます。）とすることを予定しております。公開買付者は、本自己株式取得を実施するために必要な資金及び分配可能額を確保することを目的として、自ら又は対象者をして、本貸付け等を実施させることを予定しております。なお、小澤物産において、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に小澤物産が本公開買付けに応募した場合に得られる場合の税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように本自己株式取得価格を設定しているため、本自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えております。

また、公開買付者は、対象者の第１位株主である三菱商事株式会社（所有株式数 7,431,000 株、所有割合：26.88%。以下「三菱商事」といいます。）と 2026 年９月 15 日以降協議を行っており、公開買付期間中に、三菱商事との間で、三菱商事が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三菱商事の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付けにおける対象者株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を 6,416,100 株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三菱商事が保有する対象者株式１株当たりの自己株式取得価格を 2,175 円（以下「本自己株式取得価格（三菱商事）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を 2,644 円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち 1,925,951 株、変更後の本自己株式取得価格を 2,104 円とすることを予定しております。なお、本自己株式取得価格（三菱商事）は、三菱商事において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三菱商事が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,644 円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えております。

また、公開買付者は、対象者の第２位株主である三井物産株式会社（所有株式数 6,058,500 株、所有割合：21.92%。以下「三井物産」といい、三菱商事と合わせて「法人株主」といいます。）と 2026 年９月 15 日以降協議を行っており、公開買付期間中に、三井物産との間で、三井物産が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三井物産の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を 7,788,600 株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三井物産が保有する対象者株式１株当たりの自己株式取得価格を 2,156 円（以下「本自己株式取得価格（三井物産）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を 2,620 円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち 1,919,829 株、変更後の本自己株式取得価格を 2,086 円とすることを予定しております。なお、本自己株式取得価格（三井物産）は、三井物産において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後

手取り額が、仮に三井物産が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,620円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えております。

さらに、公開買付者は、法人株主の一方との間で公開買付期間中にその保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結した状況において、法人株主のもう一方との間でも同内容の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、新たに当該合意を締結した法人株主の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を357,600株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、変更後の本公開買付価格を2,760円、本自己株式取得価格（三菱商事）を2,270円、本自己株式取得価格（三井物産）を2,270円（このときの本自己株式取得価格（三菱商事）と本自己株式取得価格（三井物産）のいずれかは、変更後の本自己株式取得価格（三菱商事）又は本自己株式取得価格（三井物産）をいいます。）、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち1,945,486株、変更後の本自己株式取得価格を2,195円とすることを予定しております。なお、このとき新たに当該合意を締結した法人株主が保有する対象者株式１株当たりの自己株式取得価格は、同法人株主において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に同法人株主が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,760円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えております。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

（注１）2026年10月28日付対象者プレスリリースにおいては、その旨は開示されておりませんが、公開買付者は、当該Ｃ社が株式会社アドバンテッジパートナーズであると推察しております。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2026年９月14日付で、対象者との間で、対象者がその取締役会において、本公開買付けに賛同し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことを含む公開買付契約を締結しております。また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、対象者の第３位株主である小澤物産株式

会社（所有株式数 3,189,558 株、所有割合（注２）：11.54%。以下「小澤物産」といいます。）、対象者の第４位株主である小澤商事株式会社（所有株式数 1,284,942 株、所有割合：4.65%。以下「小澤商事」といいます。）並びに小澤物産及び小澤商事の代表取締役であり対象者の株主でもある小澤一彦氏（所有株式数 89,004 株、所有割合：0.32%。以下「小澤氏」といい、小澤物産及び小澤商事と併せて「創業家株主」又は「不応募株主」といいます。）との間で、2026 年９月 14 日付で、創業家株主が所有する対象者株式の全て（以下「本不応募株式」といいます。）について、本公開買付けに応募しない旨の契約（以下「本取引合意書（創業家株主）」といいます。）を締結しております。

その後、公開買付者は、①対象者が 2026 年 11 月６日付で公表した「（変更）「株式会社 ITG-G ホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2026 年 11 月６日付対象者プレスリリース」といいます。）において、対象者が、（i）2026 年 11 月２日付で、対象者が 2026 年９月 14 日付で公表した意見表明プレスリリースに記載した対象者への買収提案に係る検討プロセスに参加していた事業会社であるＢ社（以下「Ｂ社」といいます。）より、対象者株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け（Ｂ社）」といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化（以下「本取引（Ｂ社）」といいます。）に係る法的拘束力を有する最終意向表明書（再提案）（以下「本Ｂ社再提案」といいます。）を受領した旨、及び(ii) 2026 年 11 月４日付けで、対象者が 2026 年９月 14 日付で公表した意見表明プレスリリースに記載した対象者への買収提案に係る検討プロセスに参加していた事業会社であるＡ社（以下「Ａ社」といいます。）より、対象者株式の非公開化に係る取引について、今後、法的拘束力を有する提案を提出する予定はない旨の回答を受領し、これを受け、対象者及び対象者株式の非公開化に係る取引を検討するために設置された特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）は、Ａ社による提案についての検討を終了する旨を公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、本公開買付けにおける買付け等の期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 11 月 11 日から起算して 10 営業日を経過した日に当たる 2026 年 11 月 26 日まで延長し、合計 47 営業日といたしました。

なお、対象者及び本特別委員会は、本Ｂ社再提案について、公開買付者と対象者との間で 2026 年９月 14 日付けで締結された公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）に定める「検討済他候補者関係者」による提案であり、同契約上の適格対抗提案（対象者の非公開化を目的とし、買付予定数の上限を定めず、かつ、成立した場合に対象者の非公開化を確実に実現できるような買付予定数の下限を定めた対象者株式を対象とする公開買付けであって、その公開買付価格が本公開買付価格を上回る金額であるものに係る、法的拘束力を有し、かつ、その実行に必要な資金の全額について出資証明書、融資証明書その他の資金証明書が提出されていることにより当該資金を確保できることが客観的かつ合理的に認められる、合理的な実現可能性のある真摯な内容及び条件の提案をいいます。以下同じです。）には該当しないため、本Ｂ社再提案に賛同することはできないとのことです。

（注１の２）2026 年 11 月６日付対象者プレスリリースにおいては、その旨は開示されておりませんが、小澤氏において、(i)2026 年５月 27 日、株式会社 J-オイルミルズ（以下「J-オイルミルズ」といいます。）との面談において、同社から対象者株式の取得に関する提案を受領し、これに対し、インテグラルと継続的に協議を行っていることを理由として反対の意向を表明し、(ii)同年６月 26 日、J-オイルミルズと再度面談を行ったものの、同社に対して、対象者が事業会社の傘下に入るのではなく、従前どおり独立して事業を展開していくことが対象者の企業価値の向上に資するとの見解を伝達し、(iii)同年７月 16 日、J-オイルミルズから再度意見交換の場を設ける依頼を受けたもののこれを謝絶したという経緯があるとのことであることを踏まえ、公開買付者は、当該Ｂ社が J-オイルミルズであると推察しております。

また、公開買付者は、本Ｃ社提案の受領を受けて対象者が 2026 年 10 月 28 日付で公開買付者に対して行った、本公開買付契約に基づく、本公開買付価格の変更についての協議の申入れについて検討する中で、2026 年 11 月６日、本公開買付けの開始以降の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを総合的に勘案し、対象者の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公開買付けの成立確度を高める観点から、本公開買付価格を 2,514 円から 2,655 円に変更することを決定いたしました。公開買付者は、2026 年 11 月６日、対象者に対して、本公開買付価格を 2,514 円から 2,655 円に引き上げる旨の本公開買付契約に基づく法的拘束力を有する再提案を提出し、また、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 11 月 11 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 11 月 26 日まで延長し、合計 47 営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本 11 月６日付条件変更」といいます。）。なお、本 11 月６日付条件変更後の本公開買付価格（2,655 円）は、本公開買付けの開始時点と同様に法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格であり、本Ｃ社提案において、対象者による自己株式取得を実行せず本Ｃ社提案における本公開買付けのみを実行する場合の公開買付価格（2,654 円）を上回るものです。また、本Ｂ社再提案における公開買付価格は、本 11 月６日付条件変更後の本公開買付価格を上回る金額とされておりますが、公開買付者は、以下の理由から、本Ｂ社再提案における公開買付価格は、実現する見込みが乏しい一方で、本公開買付けは対象者の株主の皆様にとって実現及び享受が可能な条件を提供するものであると考えております。すなわち、(i)Ｂ社は本Ｂ社再提案における本公開買付けの公表及び開始について対象者取締役会の賛同を前提としているとのことであるところ、本Ｂ社再提案は本公開買付契約上の適格対抗提案に該当せず、対象者は本Ｂ社再提案を理由として、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を撤回又は変更することができないとのことであり、また、対象者及び本特別委員会は本Ｂ社再提案に賛同する

ことはできないとのことであることから、本Ｂ社再提案の前提が維持される限り、本公開買付け（Ｂ社）が開始される見込みは乏しいと考えております。また、(ii)本 11 月６日付条件変更後の本公開買付価格は、法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格である一方、本Ｂ社再提案における公開買付価格はいずれも法人株主等との間の自己株式取得に係る合意が成立することを前提とする価格であり、本Ｂ社再提案においては、当該合意が成立しない場合の公開買付価格は示されていないとのことです。この点、小澤氏は、2026 年 11 月６日付で、対象者に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、小澤物産及び小澤商事との間の自己株式取得に係る合意を前提とする、①対象者による法人株主、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャー及び②対象者による三菱商事、小澤物産及び小澤商事が所有する対象者株式の自己株式取得を用いたストラクチャーにおける本Ｂ社再提案における公開買付価格は、その前提を欠くものと考えております。そのため、公開買付者としては、本Ｂ社再提案における公開買付価格と本公開買付価格とは前提を異にするものであり、単純に比較することは適切ではないと考えております。

また、2026 年 11 月９日付対象者プレスリリースによれば、同日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者取締役会の意見に変更はないとのことです。

＜中略＞

（注１の３）インテグラル・グループ株式会社（2026 年 10 月１日付で「インテグラル株式会社」から商号変更しております。）が 2026 年 10 月１日付で公表した「グループ統括会社体制への移行及び商号変更完了に関するお知らせ」に記載のとおり、インテグラル・グループ株式会社は、2026 年 10 月１日を効力発生日として、インテグラル・グループ株式会社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したインテグラル株式会社（2026 年 10 月１日付で「インテグラル分割準備株式会社」から商号変更しております。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、PE 投資ファンドの運用事業に関して有する権利義務を、同年２月 10 日付吸収分割契約に定める範囲においてインテグラル株式会社に承継させており、本吸収分割により、インテグラル・グループ株式会社が所有していた公開買付者の発行済株式の全てがインテグラル株式会社に承継されております。

＜中略＞

また、小澤物産は、本取引合意書（創業家株主）において、本自己株式取得に応じて、その保有する対象者株式のうち 1,905,127 株を（以下「本自己株式取得対象株式」といいます。）を売却することを合意しており、本自己株式取得における自己株式取得の対価は、小澤物産が保有する対象者株式１株当たり 2,113 円（以下「本自己株式取得価格」といいま

す。）とすることを予定しております。公開買付者は、本自己株式取得を実施するために必要な資金及び分配可能額を確保することを目的として、自ら又は対象者をして、本貸付け等を実施させることを予定しております。なお、小澤物産において、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に小澤物産が本公開買付けに応募した場合に得られる場合の税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように本自己株式取得価格を設定しているため、本自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えております。

また、公開買付者は、対象者の第１位株主である三菱商事株式会社（所有株式数 7,431,000 株、所有割合：26.88%。以下「三菱商事」といいます。）と 2026 年９月 15 日以降協議を行っており、公開買付期間中に、三菱商事との間で、三菱商事が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三菱商事の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付けにおける対象者株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を 6,416,100 株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三菱商事が保有する対象者株式１株当たりの自己株式取得価格を 2,307 円（以下「本自己株式取得価格（三菱商事）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を 2,806 円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち 1,925,951 株、変更後の本自己株式取得価格を 2,232 円とすることを予定しております。なお、本自己株式取得価格（三菱商事）は、三菱商事において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三菱商事が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,806 円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えております。

また、公開買付者は、対象者の第２位株主である三井物産株式会社（所有株式数 6,058,500 株、所有割合：21.92%。以下「三井物産」といい、三菱商事と合わせて「法人株主」といいます。）と 2026 年９月 15 日以降協議を行っており、公開買付期間中に、三井物産との間で、三井物産が保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三井物産の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的

には、買付予定数の下限を7,788,600株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三井物産が保有する対象者株式１株当たりの自己株式取得価格を2,284円（以下「本自己株式取得価格（三井物産）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を2,777円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち1,919,829株、変更後の本自己株式取得価格を2,209円とすることを予定しております。なお、本自己株式取得価格（三井物産）は、三井物産において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三井物産が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,777円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えております。

さらに、公開買付者は、法人株主の一方との間で公開買付期間中にその保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募せず、対象者が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結した状況において、法人株主のもう一方との間でも同内容の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、新たに当該合意を締結した法人株主の保有する対象者株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を357,600株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、変更後の本公開買付価格を2,944円、本自己株式取得価格（三菱商事）を2,419円、本自己株式取得価格（三井物産）を2,419円（このときの本自己株式取得価格（三菱商事）と本自己株式取得価格（三井物産）のいずれかは、変更後の本自己株式取得価格（三菱商事）又は本自己株式取得価格（三井物産）をいいます。）、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する対象者株式のうち1,945,486株、変更後の本自己株式取得価格を2,340円とすることを予定しております。なお、このとき新たに当該合意を締結した法人株主が保有する対象者株式１株当たりの自己株式取得価格は、同法人株主において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に同法人株主が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,944円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えております。

＜後略＞

公開買付届出書における訂正内容の詳細については、公開買付者が2026年11月11日に提出する公開買付届出書の訂正届出書をご参照ください。公開買付届出書は、EDINET（https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）にて縦覧に供されます。

以　上

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。
また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。
本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。
応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類（その写しを含みます。）を、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。